

目次

第1編 総則

第1章 計画方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格及び構成	1
第3節 国民保護法の概要	1
第4節 計画の基本的な考え方	4
第5節 計画の体系	5
第6節 文京区国民保護計画の見直し、変更手続	6
第2章 国民保護措置に関する基本方針	7
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	9
第4章 区の地理的、社会的特徴	16
第5章 文京区国民保護計画が対象とする事態	18
第1節 想定する事態類型	18
第2節 武力攻撃事態	18
第3節 緊急処理事態	20
第4節 NBCを使用した攻撃	21
第5節 緊急処理事態に関する読み替え	22

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等	23
第1節 区における組織・体制の整備	23
第2節 関係機関との連携体制の整備	28
第3節 通信の確保	31
第4節 情報収集・提供等の体制整備	31
第5節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	36
第6節 研修及び訓練	37
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害対処に関する平素からの備え	40
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	45
第1節 区における備蓄、調達	45
第2節 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	45
第4章 国民保護に関する啓発	46
第1節 国民保護措置に関する啓発	46
第2節 住民がとるべき行動等に関する啓発	46
第3節 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	47

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	49
第1節 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	49
第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	50
第2章 区対策本部の設置等	51
第1節 区対策本部の設置	51
第2節 通信の確保	57
第3節 特殊標章等の交付及び管理	58
第3章 関係機関相互の連携	59
第1節 国・都の対策本部との連携	59
第2節 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	59
第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	60
第4節 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	60
第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	61
第6節 区が行う応援等	61
第7節 区民防災組織等に対する支援等	61
第8節 住民への協力要請	62
第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き	63
第5章 警報の伝達、避難住民の誘導等	64
第1節 警報の伝達等	64
第2節 避難住民の誘導等	67
第6章 救援	80
第1節 救援の実施	80
第2節 関係機関との連携	80
第3節 救援の程度及び方法の基準	80
第4節 救援の内容	81
第7章 安否情報の収集・提供	85
第8章 武力攻撃災害への対処	88
第1節 武力攻撃災害への対処	88
第2節 応急措置等	88
第3節 生活関連等施設等における災害への対処等	94
第4節 N B C 攻撃による災害への対処等	95
第9章 被災情報の収集及び報告	98

第10章 保健衛生の確保その他の措置	100
第1節 保健衛生の確保	100
第2節 廃棄物の処理	100

第11章 国民生活の安定に関する措置	102
第1節 生活関連物資等の価格安定	102
第2節 避難住民等の生活安定等	102
第3節 生活基盤等の確保	102

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧	103
第1節 基本的考え方	103
第2節 公共的施設の応急の復旧	103

第2章 武力攻撃災害の復旧	104
----------------------------	-----

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	105
第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	105
第2節 損失補償及び損害補償	105
第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん請求	105

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第1章 初動対応力の強化	109
第1節 危機管理体制の強化	109
第2節 対処マニュアルの整備	110
第3節 発生現場における連携協力のための体制づくり	110
第4節 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	111
第5節 装備・資材の備蓄、調達	111
第6節 訓練等の実施	111
第7節 住民・昼間区民への啓発	111

第2章 平時における警戒	112
第1節 危機情報等の把握・活用	112
第2節 危機情報等の共有	112
第3節 警戒対応	112

第3章 発生時の対処	113
第1節 区対策本部の設置指定が行われている場合	113
第2節 区対策本部の設置指定が行われていない場合	113
第3節 区災害対策本部等による対応	114
第4節 区対策本部への移行	115

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処	117
第1節 危険物質を有する施設への攻撃	117
第2節 大規模集客施設への攻撃	118
第3節 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	119
第4節 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	120
第5節 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	121
第6節 交通機関を破壊手段とした攻撃	123
 用語集	 125

資料編

《参考：災害の類型と関連法制》

